

日韓漁業協定の概要

(平成10年11月28日署名、平成11年1月22日発効)

(1) 協定の適用水域

本協定は、日本国の排他的経済水域及び大韓民国の排他的経済水域に適用。

(2) 相互入会の措置（沿岸国主義による水域）

各締約国は、自国の排他的経済水域における資源状況等を考慮して相手国漁船に対する漁獲割当量その他の操業条件を決定し、自国の排他的経済水域で漁獲を行う相手国漁船に対して許可及び取締りを行う。

(3) 暫定水域の設定

日本海及び済州島南部水域において、(2)の措置をとらない暫定水域を設定。

暫定水域においては、日韓漁業共同委員会の協議を通じ、漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理を行う。

(4) 日韓漁業共同委員会

両国それぞれ1名ずつの代表及び委員から構成され、少なくとも毎年1回開催。

相互入会措置をとる水域での操業条件、暫定水域における資源管理措置等について協議し、両締約国に勧告すること等を任務とする。

必要な場合には、専門家で構成される下部機構を設置。

(5) 協定の有効期間

終了通告後は6ヶ月で失効する。